平成２２年（フ）第２９１６号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3028番地31
債務者　牧野久美子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９２０号
横浜市港南区港南６丁目31番25号　コーポミューズ102
債務者　須田　　良
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９２６号
横浜市青葉区市ケ尾町1070番地11　パークハウス市ケ尾101
債務者　三浦　正勝
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９７６号
横浜市都筑区仲町台１丁目33番19―403号
債務者　菅原　千晴
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９８３号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目19番20号　アミティーⅡ201号
債務者　青木　美和
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９８７号
神奈川県高座郡寒川町一之宮２丁目23番11―407号
債務者　長谷ひな子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９８８号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目16番地15
債務者　田村　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８５号
川崎市麻生区黒川647番地３　カメリアハイツＡ205
債務者　宮沢　　渚
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８６号
川崎市川崎区境町６番８号　マンション・ド・ボヌール303
債務者　寺沢　優樹
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
川崎市幸区小倉1047番地１　クレッセント新川崎Ⅲ204
債務者　加藤ひろみ（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
川崎市中原区上新城２―８―16　シンフォニックパレス302、住民票上の住所川崎市中原区上小田中１丁目28番３―406号
債務者　宗田　利晴
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１５号
川崎市幸区小向西町１丁目79番地　港ビル503、前住所川崎市幸区神明町１丁目14番地レジデンス吉田305
債務者　山根真由美（旧姓床枝）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３１号
川崎市川崎区藤崎４丁目10番１―601号　サンスターレ藤崎、前住所川崎市川崎区池上新町２丁目21番22―711号
債務者　飯塚　知江
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１１９７号
愛知県瀬戸市東山町１丁目138番地の20
破産者　有限会社メディカル・ポイント
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５７号
沖縄県那覇市字国場693番地３
破産者　有限会社嘉数電気工事
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部